

令和3年第5回富山県教育委員会議事日程

4月22日（木）午後3時30分

教育文化会館

1 会議録の承認について

令和3年3月11日開催の令和3年第3回富山県教育委員会会議録の承認について

令和3年3月19日開催の令和3年第4回富山県教育委員会会議録の承認について

2 報告事項

(1) 臨時代理について（富山県庁議運営規程及び富山県次長会議運営規程一部改正の件）

教育企画課長より説明した。

(2) 令和3年度富山県公立学校新規採用教員配置状況について

教職員課長より説明した。

(3) 公立小学校の廃止について

小中学校課長より説明した。

3 その他

今後の教育委員会等の日程について

4 議決事項【非公開】

議案第20号 令和4年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択に係る諮問事項の件

議案第21号 令和3年度富山県教科用図書選定審議会委員任命の件

小中学校課長より説明し、原案のとおり可決した。

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和3年4月22日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 荻 布 佳 子

記

富山県庁議運営規程及び富山県次長会議運営規程一部改正の件

知事から依頼のあった機構改革に伴う訓令の一部改正については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和3年3月24日

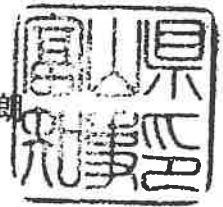
富山県教育委員会

教 育 長 伍 嶋 二 美 男

人 第 270 号
令和3年3月24日

富山県公営企業管理者 山 本 修 殿
富山県教育委員会 御中
富山県警察本部長 杉 本 伸 正 殿

富山県知事 新 田 八 郎



組織改編に伴う訓令の一部改正について

このことについて、当方において下記のとおり一括して改正手続きを行うこととしております。

つきましては、改正手続きの当方への一任について、ご承諾いただきたくよろしく申し上げます。

記

- 1 改正訓令名
富山県庁議運営規程
富山県次長会議運営規程
- 2 改正内容
組織改編に伴う所要の規定整備
- 3 訓令案の概要、訓令公表文案、県報登載文案及び新旧対照表
別添のとおり

(事務担当) 人事課人事係 加藤
TEL 444-3161 (内 3273)

富山県庁議運営規程及び富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令案要綱

経営管理部人事課

(加藤主事 内線 3273)

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	組織改編に伴い、所要の改正を行うもの
2 訓令案の内容	第1 改正する訓令及びその内容 1 富山県庁議運営規程 (1) 庁議の構成員から「公営企業管理者」、「政策監」及び「危機管理監」を削るもの（第1条中第3条関係） (2) 「総合政策局」が「知事政策局」に改組されることに伴う規定整備（第1条中第3条及び第5条関係） 2 富山県次長会議運営規程 組織改編により新たに設置される「危機管理局」に次長が置かれないことから、次長会議の構成員について、次長が置かれない部局については、当該部局の長が指定する職員とするもの（第2条中第3条関係） 第2 施行期日 令和3年4月1日
3 他の規則等との関連	その他組織改編に伴う人事課所管の訓令については、別途起案予定
4 審議、調整、予算化等の状況	なし

富山県庁議運営規程及び富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月31日

富山県知事	新	田	八	朗
富山県公営企業管理者	山	本		修
富山県教育委員会教育長	伍	嶋	二	美男
富山県警察本部長	杉	本	伸	正

富 山 県 訓 令

富山県公営企業管理規程

富山県教育委員会訓令

富山県警察本部訓令

本 庁
企 業 局
教育委員会事務局
警 察 本 部

富山県庁議運営規程及び富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令

(富山県庁議運営規程の一部改正)

第1条 富山県庁議運営規程

昭和45年	富 山 県 訓 令	第1号	の一部
	富山県営電気事業管理規程		
	富 山 県 教 育 委 員 会 訓 令		
	富 山 県 警 察 本 部 訓 令		

を次のように改正する。

第3条第1項中「、公営企業管理者、政策監」及び「、危機管理監」を削り、同条第3項中「総合政策局長」を「知事政策局長」に改める。

第5条中「総合政策局」を「知事政策局」に改める。

(富山県次長会議運営規程の一部改正)

富 山 県 訓 令
富山県営電気事業管理規程

第2条 富山県次長会議運営規程 昭和39年 第1号 の
富山県教育委員会訓令
富山県警察本部訓令

一部を次のように改正する。

第3条中「の次長」の次に「（次長を置かない局又は部にあつては、当該局又は部の長が指定する職員）」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令案新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
第1条、第2条 略 (組織) 第3条 庁議は、知事、副知事、<u>公営企業管理者、政策監及び部局長等</u>（富山県部局設置条例（昭和35年富山県条例第35号）に規定する局及び部の長、会計管理者、出納局長、首都圏本部長、企業局長、教育局長、教育長並びに警察本部長をいう。以下同じ。）をもつて組織する。 2 略 3 <u>総合政策局長</u>は、必要があると認める場合には、部局長等以外の職員を説明員として出席させることができる。 第4条 略 (庶務) 第5条 庁議の庶務は、<u>総合政策局</u>において処理するものとする。	第1条、第2条 略 (組織) 第3条 庁議は、知事、副知事、<u>及び部局長等</u>（富山県部局設置条例（昭和35年富山県条例第35号）に規定する局及び部の長、会計管理者、出納局長、<u>、首都圏本部長、企業局長、教育局長、教育長並びに警察本部長</u>をいう。以下同じ。）をもつて組織する。 2 略 3 <u>知事政策局長</u>は、必要があると認める場合には、部局長等以外の職員を説明員として出席させることができる。 第4条 略 (庶務) 第5条 庁議の庶務は、<u>知事政策局</u>において処理するものとする。	庁議の構成員から「公営企業管理者」、「政策監」及び「危機管理監」を削るもの 「総合政策局」が「知事政策局」に改組されることに伴う規定整備 同上

富山県次長会議運営規程の一部を改正する訓令案 新旧対照表 (第2条関係)

現行	改正案	備考
第1条、第2条 略 (組織) 第3条 次長会議は、富山県部局設置条例(昭和35年富山県条例第35号)に規定する局及び部の次長 、出納局次長、企業局次長、教育委員会の教育次長並びに警察本部警務部長をもって組織する。 第4条～第8条 略	第1条、第2条 略 (組織) 第3条 次長会議は、富山県部局設置条例(昭和35年富山県条例第35号)に規定する局及び部の次長(次長を置かない局又は部にあっては、当該局又は部の長が指定する職員)、出納局次長、企業局次長、教育委員会の教育次長並びに警察本部警務部長をもって組織する。 第4条～第8条 略	次長会議の構成員について、次長を置かない部局については、当該部局の長が指定する職員とするもの

令和3年度 新規採用教員 採用状況(配置別人数)

令和3年4月22日

教 職 員 課

校種		性別	男 性	女 性	合 計	備 考
小 学 校	R3		64 (4)	111 (11)	175 (15)	教職経験 11 大学推薦 4
	R2		63 (6)	102 (5)	165 (11)	社会人経験A 2 教職経験9
中 学 校	R3		55 (9)	37 (5)	92 (14)	社会人経験A 7 教職経験 3 特定資格 1 国際貢献 1 スポーツ実績2
	R2		43 (9)	39 (5)	82 (14)	社会人経験A 5 教職経験4 特定資格2 スポーツ実績3
義務教育学校	R3		2 (1)	1 (0)	3 (1)	教職経験1
	R2		0 (0)	0 (0)	0 (0)	
高 等 学 校	R3		19 (6)	19 (6)	38 (12)	社会人経験A 3 社会人経験 1 教職経験3 特定資格3 スポーツ実績2
	R2		14 (7)	16 (4)	30 (11)	社会人経験A 4 社会人経験B 1 教職経験2 特定資格2 スポーツ実績2
特別支援学校	R3		21 (3)	25 (5)	46 (8)	社会人経験A 2 教職経験 3 スポーツ実績 3
	R2		28 (3)	19 (1)	47 (4)	社会人経験A2 教職経験1 特定資格1
合 計	R3		161 (23)	193 (27)	354 (50)	社会人経験A12 社会人経験 1 教職経験21 特定資格 4 国際貢献 1 スポーツ実績 7 大学推薦 4
	R2		148 (25)	176 (15)	324 (40)	社会人経験A 13 社会人経験B 1 教職経験16 特定資格5 スポーツ実績5

() は特別選考による採用者数(内数)

令和4年度富山県公立学校教員採用選考検査について

令和3年4月22日
教 職 員 課

令和4年度富山県公立学校教員採用選考検査について、昨日、県報において下記の内容を公表しました。

1 日程

- ・募集期間 令和3年5月7日（金）～6月1日（火）
- ・1次検査 7月17日（土）、7月18日（日）
- ・2次検査 8月21日（土）、8月22日（日）

2 会場

- ・1次検査 富山県立富山高等学校、富山県立富山いずみ高等学校
富山県立富山東高等学校
- ・2次検査 富山県立富山高等学校、富山県立富山いずみ高等学校

3 採用予定者数 調整中

4 今年度の見直し内容

優秀な人材を確保するため、教員採用選考検査の受検者確保に向け、選考検査の受検資格等について下記のとおり見直しを行う。（アンダーラインは変更点）

(1) 第1次検査免除の導入

- ・特別選考「教職経験」「大学推薦」及び、従来の一般選考1次検査一部免除者については第1次検査を免除とする。

(2) 「情報」免許所有者の確保

- 特別選考「社会人経験B」における「情報」の追加
 - ・特別免許状の活用を前提とした「社会人経験B」（一定の条件を満たせば、教員免許状を有さない社会人経験者が受検可能）の受検種目・教科（科目）に「情報」を追加する。（情報分野における3年以上の実務経験等で受検可能とするもの）
- 一般選考・中高「情報」受検者の受検資格要件の緩和
 - ・複数免許所有要件（これまで「情報」に加え、他の教科の免許所有を要件としていた）を廃止する。
- 一般選考の加点申請に「情報」免許を追加
 - ・「情報」の教員免許所有者を第1次検査の加点対象とする。

(3) 特別選考「障害者」別枠選考の導入

- ・特別選考「障害者」を別枠選考とし、「若干名の募集」とする。

(4) 特別選考「大学推薦」枠の拡大

- ・対象とする大学は、県内で小学校免許が取得可能な富山大学、富山国際大学とし、推薦人数は、それぞれ5名以内とする。（前年度は各2名）

(5) 願書における性別表記について

- ・性別欄の記入を任意とする。

令和3年4月22日

小中学校課

立山町立小学校の廃止について

1 学校名、位置及び廃止年月日

学 校 名	位 置	廃止年月日
立山町立立山芦峠小学校	立山町芦峠寺8番地	令和3年3月31日

2 廃止の理由

平成22年度から休校中であり、適正な学校運営が期待できる児童規模の維持は困難で、再度の開校が見込まれないため。

3 児童の処置

休校中につき、在籍児童なし。

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 令和3年5月27日(木) 15:30 予定
 教育委員会 (県民会館 611 号室)